

愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範

平成21年4月1日制定

愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学における研究活動を行うすべての者及びこれを支援する者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者等の責任）

- 1 研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者等の行動）

- 2 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者等は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

- 4 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

- 5 本学の研究者等は、研究活動において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用の不正行為及び研究費の不正使用などを行わないことはもとより、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 不正行為に加担してはならないこと。
 - (2) 第三者に対して、不正行為をさせてはならないこと。
 - (3) 不正行為が行われようとしていることを知ったときは、それを防止するよう努めること。

（研究環境の整備）

- 6 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の

質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守及び不正使用の防止)

7 研究者等は、研究の実施に関しては、法令や関係規則を遵守し、かつ公的研究費の使用等に関するルールを遵守するとともに、研究計画から逸脱した目的に使用してはならない。

(研究データ等の保存及び開示)

8 研究者等は、次の(1)から(3)の事項に従い、研究活動におけるデータ等を保存及び開示しなければならない。

(1) 各研究分野の特性に従い、研究活動の過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。保存にあたり、研究活動に伴って発生した「研究データ(資料・試料)」及び研究活動時に利用した「装置」は、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために後日の検証が可能となる状態で管理しなければならない。

なお、「資料」の保存期間は原則として当該論文等の発表後10年間とし、「試料」及び「装置」の保存期間は原則として当該論文等の発表後5年間とする。ただし、資料・試料・装置の特性上、保存が困難を伴うものについてはこの限りではない。また、国の法令等、学会等の指針等、当該研究に関わる配分機関等の定め、及び共同研究等の契約等において、資料・試料・装置の保存に特段の定めがある場合には、それらを優先しなければならない。

(2) 研究者等は、自ら主たる責任をもって研究データを保存しなければならない。なお、研究者等が本学を転出又は退職した後も、その責任を負う。また、研究者等は、転出又は退職の際、以後の自らの所在を所属する部局に報告するなど、転出又は退職後に各部局が追跡できるよう措置を講じなければならない。複数の研究者等が参画して本学で研究を行う場合、研究代表者は自らのグループの研究者等の転出又は退職に際し、当該研究者等の研究活動に係る研究データのうち、保存すべきものについては必要に応じバックアップをとって保管しなければならない。

(3) 研究者等は、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するために必要があれば研究データを開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責めを負う。

(研究対象などへの配慮)

9 研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関わる成果物の取扱いについて配分機関との取り決め等がある場合には、それに従う。

(他者との関係)

10 研究者等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に

耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 1 1 研究者等は、研究・教育・学会活動において、国籍、人種、民族、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 1 2 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究者等の責務)

- 1 3 研究者等は、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費及び研究データの管理等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、不正行為の発生を未然に防止するように努める。また、研究者等は、本学の定めるコンプライアンス・研究倫理教育を受講しなければならない。

附 則

この行動規範は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この行動規範は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この行動規範は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。